



事業者排出量削減計画書制度における特定事業者の表彰及び第二計画期間実績の取りまとめ結果等について

京都市では、市域における温室効果ガス排出量を削減するため、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約 1 / 4 を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表を行う「事業者排出量削減計画書制度」（参考 1）を運用しています。

この度、第二計画期間（平成 26～28 年度）の終了に伴い、計画期間中の削減実績が特に優れた事業者を表彰し、以下のとおり表彰式を開催いたしますので、お知らせします。

また、第二計画期間における実績の取りまとめ結果及び自動車販売事業者の新車販売実績につきましても、併せてお知らせします。

記

1 特定事業者の表彰について

(1) 表彰式の概要

ア 日時

平成 29 年 12 月 22 日（金）午前 11 時～正午

イ 場所

京都市役所 第一応接室

ウ 受彰者

特別優良事業者 7 者（表 1）

優良事業者 37 者（表 2）（特別優良事業者 7 者含む）

エ 傍聴

会場の関係上、受彰関係者、取材関係者以外の一般の方々の傍聴はできませんので御注意ください。（記者席等は用意します。）

(2) 表彰対象

総合評価が S 評価となった事業者の中から、特別優良事業者選定基準（参考 2）及び訪問調査等の結果を踏まえて選定した 7 事業者を特別優良事業者として表

表彰します。また、特別優良事業者のほか、S評価となった事業者を優良事業者として表彰します。

なお、特別優良事業者の選定に当たっては、京都市環境審議会地球温暖化対策推進委員会を開催し意見を聴取しております。

表1 特別優良事業者及び取組内容一覧

部門	事業者名	主な取組内容
業務	イオンモール株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ全体を通じた計画的な省エネ投資の実施 ・テナントの入居におけるLED照明使用を条件化
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の有用性の検証による、情報通信機器室の空調の省エネ対策の実施 ・事業所ごとの省エネ対策指標管理による省エネ対策の推進
	京都駅ビル開発株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源設備の更新工事を実施 ・コミッショニング※制度の導入による設備の省エネ性能の最大化 ※コミッショニング・・・建築設備の実際の性能を確認し、本来の性能を実現するために行うプロセス
	京都市上下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・複数チーム間の情報共有による省エネ対策の推進 ・再生可能エネルギーの積極的な活用
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟店向けの省エネ啓発の実施 ・LED照明、太陽光発電設備等の継続的な導入
産業	三洋化成工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・慣例的な運転方法に対する省エネ対策の実施 ・省エネ対策の工場間の水平展開の実施
	積水化学工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・排出係数の低い電気事業者からの電気の調達 ・事業所の用途を考慮した省エネ対策の実施

表2 優良事業者一覧

部門	事業者名			
業務	イオンモール株式会社*	イズミヤ株式会社	エフ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社*	株式会社王将 フードサービス
	京都駅ビル開発株式会社*	株式会社 京都環境保全公社	株式会社 京都銀行	京都市 教育委員会
	京都市 上下水道局*	社会福祉法人 京都社会事業財団	京都信用金庫	京都ステーションセンター 株式会社
	国立大学法人 京都大学	京都中央信用金庫	株式会社 京都東急ホテル	株式会社 近鉄・都ホテルズ
	KDDI 株式会社	医療法人財団 康生会	株式会社セブソール ブーン・ジヤパン*	学校法人 同志社
	日本生命保険 相互会社	日本赤十字社	学校法人 佛教教育学園	マルホ株式会社
	株式会社 ヨドバシカメラ	学校法人 龍谷大学		
産業	三洋化成工業株式会社*	積水化学工業株式会社*	日新電機株式会社	日本新薬株式会社
	日本たばこ産業株式会社	日本電産株式会社	任天堂株式会社	三谷伸銅株式会社
	ローム株式会社			
運輸	京都市 交通局	東海旅客鉄道株式会社		

※ 特別優良事業者

2 事業者排出量削減計画書制度の第二計画期間実績の取りまとめ結果について

(1) 事業者排出量削減計画書制度

ア 温室効果ガス排出量

特定事業者は、条例の規定に基づき計画期間中の温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに、計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第27条第1項、第30条第1項〉

この度、第二計画期間において提出義務のある141事業者全ての温室効果ガス排出量を集計した結果、期間中の平均総排出量は約191.1万トンで、計画期間開始前の排出量で設定した基準年度排出量から約9.9%の削減を達成しました。

基準年度排出量に対して、部門別では、業務部門約10.2%、産業部門約10.8%、運輸部門約6.3%の削減を達成しており、全ての部門において目標としている削減率（業務：3%、産業：2%、運輸：1%）を達成しています。

表3 第二計画期間の温室効果ガス排出実績

部門	事業者数※1 (者)	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)		実績-基準年度 排出量削減率※4 (%)
		基準年度 排出量※2	実績排出量※3 (期間平均)	
合計	141	212.2	191.1	▲9.9
業務	86	130.2	116.8	▲10.2
産業	33	55.7	49.7	▲10.8
運輸	22	26.3	24.6	▲6.3

※1 平成28年度分の事業者排出量削減報告書の提出事業者数

※2 基準年度排出量は、原則として平成23～平成25年度の平均値を採用している。

※3 評価の対象となる排出量の計画期間中の平均値

※4 各排出量の小数点第2位を四捨五入しているため、削減率については表中の排出量から計算される数値と合わない場合がある。

【部門別の主な取組内容及び排出量削減要因】

<業務部門>

- 高効率な空調，LED照明の導入
- 熱源設備の稼働台数制御

<産業部門>

- 生産過程におけるエネルギーの有効利用
- ボイラーや冷凍設備等を省エネタイプの機器に更新

<運輸部門>

- 省エネ車両の導入
- 配送ルート最適化，配車の効率化
- 駅，営業所における節電及びLED照明の導入

イ 総合評価結果

提出された削減報告書を基に本市が削減実績の総合評価を実施した結果、部門別の内訳は次のとおりとなりました。

表4 第二計画期間の実績評価ごとの事業者数一覧 (単位: 者)

部門	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
業務	26	46	4	10	0	86
産業	9	14	4	5	0	32
運輸	3	14	3	2	0	22
合計	38	74	11	17	0	140※

※ 1者は、評価対象外としている。

< S評価 >

制度の目標削減率を2倍以上達成しており、かつ原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減及び重点対策実施率においても優れた実績を上げている事業者

< A評価 >

制度の目標削減率を達成している事業者

< B評価 >

制度の目標削減率は達成していないが、原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減、重点対策実施率等で一定以上の実績を上げている事業者

< C評価 >

制度の目標削減率を達成していない事業者

< D評価 >

エネルギー使用量の把握、排出量削減の目標設定等ができていない事業者

140事業者のうち、8割がA評価以上の実績となっており、多くの事業者で排出量の目標削減率が達成されています。

目標削減率を達成していないB、C評価となった事業者からは、次の理由により温室効果ガス排出量が増加し、目標削減率が達成されなかったという報告がありました。

< 業務部門 >

- 猛暑の影響による空調負荷増大
- ホテル等の施設稼働率の上昇

< 産業部門 >

- 生産試作品の増加
- エネルギー使用量の多い製品の生産

< 運輸部門 >

- 増車や走行距離の増加

(2) 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況

特定事業者は、主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し、当該システムにおいて決定した目標を達成するための取組を推進するとともに、その取組を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第 22 条第 1 項, 第 2 項〉

提出された報告書を集計した結果、117 者の特定事業者が導入済となっております。

未導入の特定事業者においては、事業所内でシステムを構築するための人材不足等の理由により導入されていない状況となっております。

表 5 特定事業者の環境マネジメントシステム導入内訳 (単位: 者)

部門	導入者数	導入EMS種類別 内訳					未導入者数
		ISO14001	K E S	エコ京都21 エコアクション21	グリーン経営認証	独自EMS	
業務	68	21	17	4	0	26	18
産業	32	26	4	0	0	2	1
運輸	17	7	1	0	4	5	5
合計	117	54	22	4	4	33	24

(3) 特定事業者のエコカー購入状況

特定事業者は、新たに自動車を購入又はリースする場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー※）の割合を50%以上とするとともに、その購入実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第 23 条第 1 項, 第 2 項〉

※ 当制度のエコカーについては、次のように定義している。（自動車販売事業者のエコカー販売実績報告についても同様）

○ 温室効果ガスを排出しない自動車

電気自動車, 燃料電池自動車

○ 温室効果ガス排出量が相当程度少ない自動車

プラグインハイブリッド自動車, 天然ガス自動車

ガソリン・軽油自動車（平成27年度燃費基準達成車, クリーンディーゼル車等）

提出された報告書を集計した結果、計画期間中に新たに自動車を購入等した78 者のうち75 者が50%以上のエコカー購入割合を達成しています。

計画期間中の購入割合が50%未満となった特定事業者においては、事業所で使用する車両の用途に対応したエコカーが少ない等の理由によりエコカーの導入が進んでいない状況となっております。

表6 特定事業者のエコカー購入内訳

部門	新車を購入した事業者数(者)	新車購入台数(台)	エコカー購入台数(台)	エコカー購入割合(%)
業務	41	907	870	95.9
産業	20	264	246	93.2
運輸	17	1202	1039	86.4
合計	78	2373	2155	90.8

3 平成28年度の自動車販売事業者の新車販売実績報告書

本市内において自動車の販売を業とする者(自動車販売事業者)は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報を説明しエコカーの提供に努めるとともに、エコカーの販売実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第25条第1項, 第2項, 第3項〉

提出された報告書を集計した結果、エコカーの販売実績は次のとおりです。

(1) 販売台数

新車の全販売台数は約5万6千台であり、そのうちエコカーの販売台数は約5万1千台で、全販売台数に占めるエコカー販売台数割合は91.3%でした(表7)。

なお、平成28年度全国販売台数(平成28年4月～平成29年3月)のうちエコカーの割合は83.7%*で、京都市は全国より高い傾向にあります。

*一般社団法人日本自動車工業会の公表資料より

(2) 平均燃費

ガソリン、軽油及び液化石油ガスを燃料とする自動車の平均燃費は、19.3 km/l であり、そのうちエコカーの平均燃費は23.5 km/l でした(表7)。

表7 平成28年度の新車販売実績

自動車販売事業者数(者)	全販売台数(台)	エコカー販売台数(台)	エコカー販売割合(%)	ガソリン、軽油、液化石油ガスを燃料とする自動車	
				全体平均燃費(km/l)	エコカー平均燃費(km/l)
24	56,197	51,332	91.3	19.3	23.5

4 報告書類等の公表

特定事業者から提出された事業者排出量削減報告書，環境マネジメントシステム導入報告書，新車購入等報告書及び自動車販売事業者から提出された新車販売実績報告書は，次の方法で公表します。

【ホームページへの掲載】

平成29年11月28日（火）から，当室のホームページに掲載します。

（ホームページ URL）

- ・ 事業者排出量削減計画書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000228021.html>

- ・ 新車販売実績報告書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000228028.html>

(参考1) 事業者排出量削減計画書制度の概要

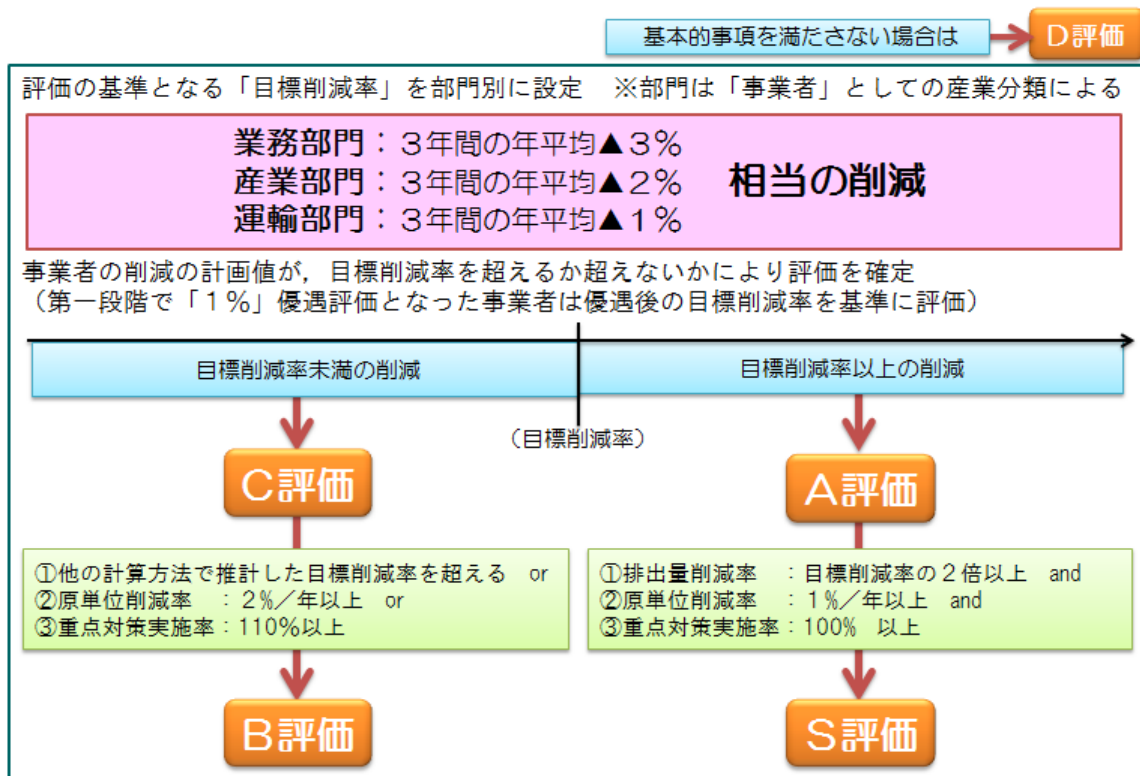
・特定事業者の該当要件

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

・事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第一計画期間	①計画書	①-23報告書	①-24報告書	①-25報告書						
第二計画期間				②計画書	②-26報告書	②-27報告書	②-28報告書			
第三計画期間							③計画書	③-29報告書	③-30報告書	③-31報告書

・事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価



(参考2) 特別優良事業者選定基準

1 特別優良事業者への表彰基準

条例及び事業者排出量削減指針に基づき、第二計画期間の総合評価が最高のS評価となった事業者から、以下の基準により特別優良事業者として表彰する。

(1) 排出量削減率等

当制度の報告内容のうち、「温室効果ガス排出量の削減率（排出量削減率）」、「原単位当たりの温室効果ガス排出量の削減率（原単位削減率）」、「重点的に実施する取組の実施率（重点対策実施率）」の3つの項目について、以下の基準を設定し、いずれかを満たす事業者を優良事業者の候補とし、訪問調査等によりヒアリングを行う。

項目	基準
① 排出量削減率	削減率 ^{※1} が目標削減率 ^{※2} の10倍以上である ただし、超過削減量 ^{※3} を利用しない排出量で算出すること
② 原単位 ^{※4} 削減率	削減率が20%以上である ただし、①の目標削減率が2倍以上であること
③ 重点対策 ^{※5} 実施率	実施率が120%以上である ただし、①の目標削減率が2倍以上であること

※1 計画期間の平均排出量に対する基準年度排出量（平成26～28年度の平均排出量）からの削減率

※2 事業者排出量削減計画書制度において、特定事業者の排出量の削減に関する目標として本市が求める平均の削減率であり、主たる業種の部門ごとに業務部門：3%、産業部門：2%、運輸部門：1%と規定するもの
【注意】重点対策実施率100%以上による1%緩和は適用しない

※3 直前の計画期間における実績の削減量から目標削減量を減じたものに、電気供給事業者のCO₂排出係数により補正した量

※4 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、事業者毎に設定した事業活動の指標で除すことにより計算したものの

※5 温室効果ガスの削減に寄与する対策の中で、基本的な取組であるもの、又は、地球温暖化対策に資する社会貢献の観点から実施を評価され得るものとして本市が定める対策

(2) 排出量削減に向けた取組

特別優良事業者候補に対し、報告書に記載された数値、温室効果ガス排出量の削減要因、削減取組内容等について訪問調査等によるヒアリングを実施する。

ヒアリングは、波及性・独創性・組織性・継続性・削減効果の5項目の視点により、温室効果ガス排出量の削減率等が排出量削減に向けて実施した取組によるものであることを確認する。

なお、特別優良事業者は条例及び環境関連の法令に違反していないものとする。

視点	内容
波及性	他者の参考となる取組である
独創性	自らの創意工夫により実施された取組である
組織性	組織的・全社的に実施された取組である
継続性	P D C Aが機能し、今後も継続的に実施され得る取組である
削減効果	取組の実施による削減効果である